

大阪市立十三市民病院 医療安全管理室（医療安全管理者）の業務指針

1. 医療安全管理部門の位置づけ

「大阪市立十三市民病院 医療安全管理指針」に基づき、医療の質と安全の確保を目的として、必要な権限と資源を、病院管理者である病院長から付与されて業務を行うもので、医療安全に関する院内体制の構築に参画するとともに、委員会などの各種活動の円滑な運営を支援する。

2. 医療安全管理室部門の組織構成

- (1) 専従の医療安全管理者の配置。
- (2) 診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門他全ての部門の専任の職員の配置。

3. 医療安全管理者の業務

医療安全管理者は、院内の医療安全管理体制をはじめ、日常活動、医療事故発生時の対応などについて、以下に示す業務を行う。

- (1) 医療安全管理部門の業務に関する企画立案および評価を行う。
- (2) 院内の安全管理体制の確保及び推進のための横断的な組織として医療安全推進委員会の運営に参画する。
- (3) 医療安全に関する以下に示す活動に関すること。
 - ① 定期的に院内を巡回し、現場の医療安全対策の実施状況を把握して分析を行い、業務の見直しや改善など対策を図る。
 - ② 各部門の医療安全担当者への支援と医療安全体制の確保のための調整を行う。
 - ③ マニュアルの作成および点検並びに見直しの提言などを行う
 - ④ インシデント・アクシデントレポートの収集・保管・分析・分析結果などを現場にフィードバックする。また、年1回の目標報告会で全職員に向けて報告する
 - ⑤ 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知を行う（他施設における事故事例の把握など）
 - ⑥ 医療安全に関する職員への啓発、広報を行う
 - ⑦ 医療安全に関する教育研修を企画・立案・運営し評価を行う
 - ⑧ 医療安全に関する取り組みの評価を行うためのカンファレンスへ参加をする
 - ⑨ 総合医療相談窓口等と連携し、医療安全に関わる患者・家族の相談の支援を行う。
 - ⑩ 院内の全死亡症例について把握し、院長に報告する。
- (4) 医療事故発生時の対応
 - ① 医療事故発生時の状況把握と院内関係者に対する必要な指示を行う
 - ② 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況についての確認と必要な指示を行う

- ③ 事故発生後の患者や家族と係わった院内職員とのヒアリングを行い、事故発生時の状況の把握内容と併せて今後の対応に関する必要な指示を行う
- ④ 院長の指示を受け、医療事故の原因分析などのための臨時組織、委員会（医療問題対策委員会等）を招集する
- ⑤ 事故状況に応じた外部機関への報告、相談などを行う
- ⑥ 事故などの原因究明が適切に実施されていることの確認と必要な指示を行う
- ⑦ 医療事故報告書を保管・管理する
- (5) 医療事故調査報告制度への対応
 - ① 院内死亡症例の収集と管理者への報告
 - ② 院内カンファレンスの準備、運営、議事録の作成
 - ③ 医療問題対策委員会への情報提供
- (6) その他の医療安全体制の構築および対応策の推進などに関すること

4. 医療安全管理部門の業務

- (1) 各部門の医療安全対策の実施状況の評価に基づき、業務改善計画の立案、実施、評価を行う。
- (2) 医療安全推進委員会、リスクマネジメント委員会、看護部医療安全推進委員会と連携し、医療安全対策を推進する。
- (3) 医療安全に係る院内研修の実施、評価を行う。
- (4) 院内の医療安全文化の醸成のため、院外への研修参加の推進と各部門の連携の円滑化を支援する。
- (5) 医療安全対策の評価を行うため、各部門の担当者が参加する委員会および院内ラウンド、カンファレンスを週1回程度行う。

附則：この指針を、2019年4月1日から施行する

附則：この指針を、2020年8月から施行する。

附則：この指針を、2021年10月5日から施行する。